（令和４年度）

群馬県フロン類充塡回収技術更新講習会
開　催　要　領

１　概　要

群馬県フロン類回収充塡回収技術更新講習会（以下「更新講習会」といいます。）は、群馬県及び一般社団法人群馬県フロン回収事業協会（以下「フロン協会」といいます。）が「群馬県フロン類充塡回収技術講習会」修了者を対象に再講習を行うものです。群馬県知事から交付された修了証の有効期限は、修了証交付の日から５年となっており、本更新講習会を受講し群馬県知事から新たな修了証の交付を受けることにより、フロン排出抑制法施行規則第１４条第９号の「十分な知見を有する者（区分Ｃ「十分な実務経験を有し、かつ、点検及び充塡に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者」）」として、引き続き第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の点検及び冷媒フロン類の充塡等の業務に従事することができます。

更新講習会の修了者は、引き続きフロン類を冷媒とする冷凍空調機器からの冷媒フロンの回収を行う者及び冷凍空調機器のうち空調機器については圧縮機電動機又は動力源エンジンの定格出力２５ｋW以下の機器、冷凍冷蔵機器については圧縮機電動機又は電動源エンジンの定格出力１５ｋW以下の機器について、冷媒系統（当該施設を構成する機器中の冷媒を保有している系統をいう。）の漏えい点検及び冷媒フロン類の充塡が行えます。（適用範囲は区分Ａの第二種フロン類取扱技術者に相当します）。

２　更新講習会受講対象者等

（１）更新講習会受講対象者

受講対象者は、平成２９年度に「群馬県フロン類充塡回収技術講習会」を受講し、群馬県知事から修了証の交付を受けた方です。

（２）資格の継続

引き続きフロン類の充塡・回収及び業務用冷凍空調機器の点検業務に従事される方は更新講習会を受講し、資格の更新をする必要があります。

なお、フロン類取扱技術者（第１種・第２種）の資格を有している等で、当該資格によりフロン類の充塡・回収及び業務用冷凍空調機器の点検業務に従事される場合には、「受講希望なし」としてその旨をフロン協会事務局にご連絡ください。

３　日時及び場所

更新講習会日時及び場所は次のとおりです。なお、今年度の更新講習会は今回限りの開催となります。

- 日　時：令和５年１月１１日（水）１４：００～１６：００
- 場　所：群馬県庁舎２８階　２８１Ａ会議室

４　申込期日　　令和４年１１月３０日（水）

5　受講料　　１１，０００円（税込額）
（更新講習会当日、受付でお支払いください。）

6　更新講習会の受講申込み
（１）受講申込書(様式１)の提出方法
受講申込書は、ＷＯＲＤ又はＰＤＦファイルの形式で（２）の添付書類と一緒にフロン協会事務局に送信してください。
なお、ファイル名は名前、修了証番号等を用い、受講者が識別できるものとしてください。
（２）についても同様です。

（２）添付書類等（いずれもファイルを添付のこと。）
ア　平成29年度「群馬県フロン類充塡回収技術講習会」修了後に群馬県知事から交付された修了証の写し又はフロン協会が発行した技術者証の写し
イ　顔写真（技術者証用）
3ヶ月以内にカラーで撮影したもので、肩から上が写し込まれていること

（３）その他
協会ＨＰから受講申込みができない場合には、フロン協会事務局の指示に従ってください。

7　受講票の送付
受講申込み締切り後に、受講票を自宅住所に送付します。
更新講習会当日は、受講票を忘れずに持参し受付に提出してください。

8　更新講習会の講義内容
ア　フロン類を取り巻く動向と２０１９年法改正の概要
イ　関係事業者に求められる事項
ウ　冷媒回収と高圧ガス保安法について
エ　フロン類充塡回収業者に求められる事項
オ　群馬県のフロン類対策について
カ　確認テスト

9　修了証の交付及び携帯用技術者証の発行
（１）更新講習会を受講・修了した方には、群馬県知事から修了証が交付されます。また、フロン協会からは携帯用の技術者証を発行します。

（２）修了証及び技術者証の有効期限は、修了証の交付日から５年を経過する日の属する年度末までです。

（３）修了証の有効期限を迎える年度に開催される更新講習会を受講し、資格を更新してください。

１０　主　催
群馬県（環境森林部環境保全課）
一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

１１　問い合わせ先

一般社団法人群馬県フロン回収事業協会事務局

電　話：027-260-8234

住　所：〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目７番１２号　住宅公社ビル４Ｆ

１２　その他注意事項

（１）更新講習会開始時刻の３０分前から受付を開始します。受講票を忘れずに持参し、受付に提出してください。

（２）車で会場に来られる方は、県庁内の「県民駐車場」を利用してください。
県民駐車場は機械式の立体駐車場のため、出入庫に時間がかかる場合がありますので、時間には余裕を持って出かけてください。

（３）更新講習終了後に確認テストを行いますので、鉛筆、消しゴム等筆記具を忘れずに持参してください。